入札公告(電気工事)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。
本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

令和８年 10 月 30 日

分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長　川上　吉伸

１　工事概要
(1) 工 事 名　　奈良森林管理事務所 高圧受電設備更新工事（電子入札対象案件）
（電子契約試行対象案件）

(2) 工事場所　　奈良県奈良市赤膚町 1143-20　奈良森林管理事務所

(3) 工事内容　　高圧受電設備更新一式、詳細は別紙工事数量内訳書のとおり

(4) 工　　期　　契約締結日の翌日から令和９年３月５日まで

(5) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(6) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 農林水産省の競争参加資格を有し、別表１の１に示す一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 元請けとして、別表１の２に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20%以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）。
　経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき配置できること。
　ア　１級若しくは２級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。
　　なお、詳細については入札説明書による。
　イ　別表１の２に示す期間に完成・引渡しが完了した上記(4)の同種工事の施工経験を有する者であること。経常建設共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20%以上である場合のものに限る。ただし、経常建設共同企業体にあっては、１人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
　ウ　建設業法第７条第２号､第 15 条第２号に規定する営業所ごとに専任として置く営業所技術者等として登録されている者にあっては、他の建設工事において専任の主任技術者又は監理技術者として職務を兼務していない者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（昭和 59 年６月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した同種工事のうち、別表１の３に示す期間に完成・引渡しした工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。

(8) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

(10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、別表１の４に示す区域内に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、別表１の４に示す区域内であること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）でないこと。
① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出の義務

３ 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法
ア 提出期間：別表１の５のとおり。
イ 提出場所：別表１の５のとおり。
ウ その他
電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、FAX 等によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、申請書等は上記イに原則電子メール（提出期限必着。）で送信すること。

(3) 申請書等は入札説明書に基づき作成すること。

(4) 上記(2)のアに規定する期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

４ 入札手続等

(1) 担当部局：上記３の(2)のイに同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステム及び近畿中国森林管理局ホームページから入札説明書等必要な情報を入手すること。
なお、やむを得ない事情等により紙入札方式により入札を予定している者等には、下記アからウにより入札説明書等必要な情報を交付する。
ア 交付期間:別表１の６のとおり。
イ 交付場所:上記(1)と同じ
ウ そ の 他:配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法
入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。
ア 電子入札システムによる入札：別表１の７のとおり。
イ 紙 入 札 方 式 に よ る 入 札：別表１の７のとおり。
ウ 開 札：別表１の７のとおり。
エ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写しを持参し、入札前に確認を受けること。
なお、代理人が入札する場合は、委任状をあわせて持参し、入札前に確認を受けること。

５　その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金　：　免除

イ 契約保証金　：　納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

（ア）利付き国債の提供

（イ）金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証会社をいう。）の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式は自由。）を電子入札システムにより提出すること。発注者の承諾を得て紙入札方式により入札する場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式は自由。）を提出すること。

なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。

ウ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において上記２に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

エ 上記アの場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第１第１項の規定に基づく指名停止又は第 10 の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

(5) 落札者の決定の方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が１千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定主任技術者等の確認

落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム）等により配置予定の主任技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。

なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定主任技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否：要

(8) 関連情報を入手するための照会窓口：上記３の(2)のイに同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
　上記２の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３の(2)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 資料の内容のヒアリング
　資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。
　なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、申請書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（令和５年６月）による。

(12) 発注者綱紀保持対策について
　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。
（不当な働きかけ）
① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(13) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等について
　工事の施工のために請負契約を締結する工事において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とはしないものとする。
　ただし、受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる場合がある。
　この場合の要件、手続き並びに違約罰等については、入札説明書等による。

(14) 本工事請負契約における契約約款は、近畿中国森林管理局ホームページの「国有林野事業工事請負契約約款（別表１の８）」をダウンロードすること。
　なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

(15) 詳細は入札説明書による。

お知らせ

１　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「発注者綱紀保持対策」をご覧ください。

２　農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和２年７月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別表１

工事名：奈良森林管理事務所 高圧受電設備更新工事

１　競　争　参　加　資　格	格付年度：令和７・８年度 格付内容：電気工事 等　　級：な　　し
２　同　　種　　工　　事	実績期間:平成 23 年４月１日から令和８年３月 31 日までの間に元請けとして完成･引渡しが完了した同種工事 同種工事：電気工事の高圧受電設備工事（新設、改修又は更新）の施工実績を有するもの。
３　工事成績評定点の平均点	期　　間：令和６年４月１日～令和８年３月 31 日
４　所　　在　　地	奈良県内又は隣接する大阪府、京都府、三重県、和歌山県内
５　申　　請　　書　　等	提出期間：令和８年 11 月２日から令和８年 11 月 16 日まで（休日を除く。）の９時 00 分から 17 時 00 分まで 提出場所：〒630-8035 奈良県奈良市赤膚町 1143-20 奈良森林管理事務所　総務グループ 電話:050-3160-6150 メールアドレス：nyusatsu_nara@maff.go.jp
６　入札説明書等の交付・閲覧（紙入札方式の場合）	交付・閲覧期間：令和８年 10 月 30 日から令和８年 12 月９日まで（休日を除く。）の９時 00 分から 17 時 00 分まで
７　入札及び開札の日時、場所	【電子入札システムによる入札】 入札開始　令和８年 12 月 ７日　９時 00 分 入札締切　令和８年 12 月 10 日　10 時 00 分 【紙入札方式による入札】 開札日に入札書を持参し開札場所において 令和８年 12 月 10 日　10 時 00 分に入札すること。 【開札の日時及び場所】 開札日時：令和８年 12 月 10 日　10 時 30 分 開札場所：奈良森林管理事務所 会議室
８　国有林野事業工事請負契約約款	令和８年１月５日以降に契約を締結する工事の請負契約から適用

注：「休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。